

健診結果データの利用について

事業所と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な保健事業の実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することについて、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

【共同利用される個人データの項目とその利用目的】

1. 共同利用する個人データ

被保険者の健診結果データ

生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報 ※病歴等の情報は含まれません

2. 共同利用者の範囲

事業主／産業医、人事部（健康管理担当）の部門長、および担当者

※但し、担当者の利用は就業上の配慮が必要と判断される場合として必要範囲の内容に限る

健保組合／健康保険組合事務長・担当職員・組合保健師

3. 利用目的

健康保険組合が実施する「※高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査の健診結果データ等をその利用目的の範囲内で共有・活用し、健診結果による特定保健指導・糖尿病等の重症化予防、高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨を実施する。

4. データ管理責任者

事業主／健康管理部門長

健保組合／広島県自動車販売健康保険組合常務理事

※本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。

また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。

[ご参考]

『高齢者の医療の確保に関する法律』(昭和57年法律第80号)より抜粋

第二十七条（特定健康診査等に関する記録の提供）

2 保険者は、加入者を使用している事業所又は使用していた事業所に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法

その他の法令に基づき当該事業所等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。